

# 注 意 事 項

1. 当該行為に着手する日の 30 日前までに都市計画課へ提出してください。

2. 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。

3. 届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 設計図 設計図（造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等）

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物（擁壁、かき又はさく等を含む）をいう。以下同じ。）の建設又はこれらの用途の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 立面図及び平面図 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階の平面図（建築物である場合に限る。）

ニ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ホ 求積図 当該行為を行う土地の求積図及び建築物の求積図

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ニ 立面図 二面以上の立面図

4. その他参考となるべき事項を記載した図面

※ 縮尺については、図面等で確認できる程度のものとする。

# 飯能征矢町地区地区計画

名 称		飯能征矢町地区地区計画	
位 置		飯能市征矢町の一部	
面 積		約11.4ha	
地区計画の目標		<p>当地区は、飯能市施行の前ヶ貫・矢嵐土地区画整理事業施行地区であり、市街地中心部から南へ約0.8kmに位置する平地である。</p> <p>当地区計画の目標は、前ヶ貫・矢嵐土地区画整理事業による基盤整備の効果が、その後の無秩序な建築行為によって損なわれないように、市街地形成の規制・誘導を図り、良好な住環境の維持・保全を図ることである。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>当地区は、良好な住環境の維持・保全を図るため、全域を低層住宅用地とする。</p> <p>また、良好な都市環境の形成に資するため、地区内の農地の一部を緑とオープンスペースとして位置付け、人と緑の調和を目指した街づくりを進める。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設は土地区画整理事業により整備がなされており、公園については、街区公園が2ヶ所配置されている。区画道路については、安全で快適な生活道路とする。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>街並みの良好さを担保し、あわせて安全・安心のまちづくりを推進するため、壁面の位置、建築物等の意匠、垣・さくの適正な規制・誘導を図り、周辺環境と調和した質の高い低層住宅の導入を促進する。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公 園	<p>いちご公園 約0.23ha</p> <p>おひさま公園 約0.12ha</p>
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する区域内の建築物の外壁若しくは、これに代わる柱の面、又は、高さ1.8mを超える門、若しくは、へいの面から道路境界線、隣地境界線までの距離は次のとおりとする。</p> <p>道路及び隣地境界線までの距離は50cm以上とする。</p>
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>屋根及び外壁の色は原色を避け、彩度の低い色彩とし、周辺環境と調和したものとする。</p>	
垣又はさくの構造の制限		<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は次に掲げるものとする。</p> <p>(1)生垣 (2)宅地宅盤からの基礎の高さは60cmまで、上部は鉄柵、金網等の透視可能なフェンス状のものとする。</p>	

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業の効果の維持と、良好な住環境の維持・保全を図る。

# 飯能征矢町地区地区計画区域図



大字 矢風

——— 地区計画区域

大字 川寺



大字 前ヶ貫

征矢町

①

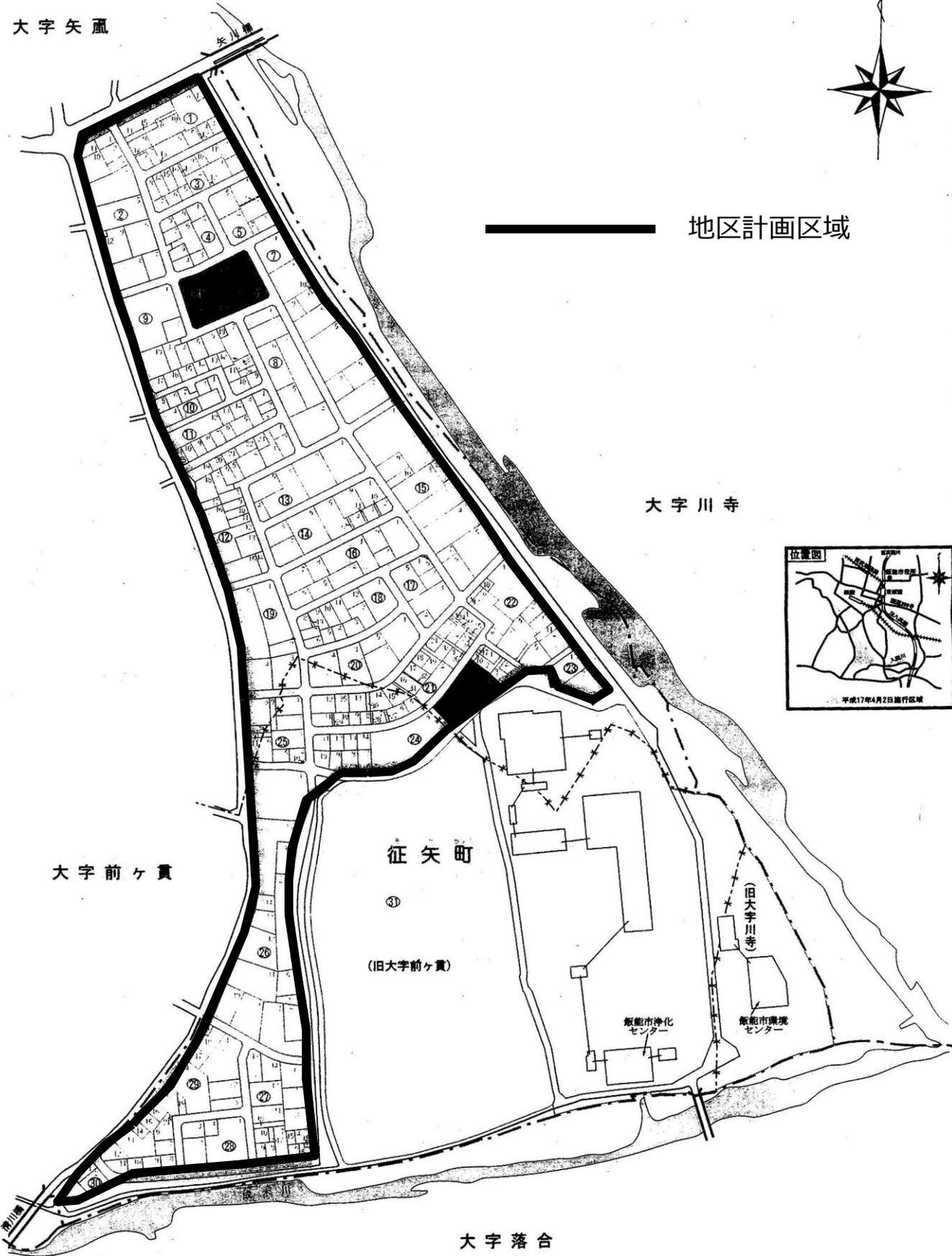
(旧大字前ヶ貫)

飯能市浄化センター

(旧大字川寺)

飯能市環境センター

大字 落合



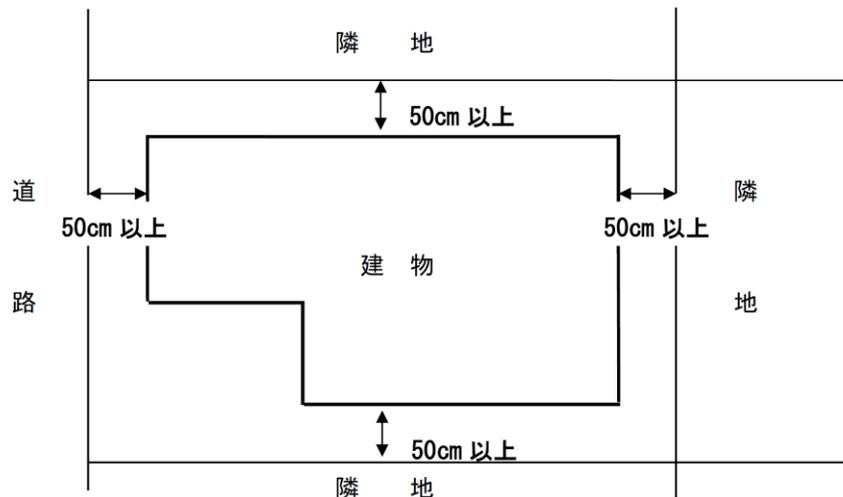
# 飯能征矢町地区地区計画内容説明

## 1. 壁面の位置の制限

「道路及び隣地境界線までの距離は 50cm 以上とする。」

建物の外壁面やこれに代わる柱の面や高さ 1.8m を超える門やへいの面と、道路・隣地境界線との間を 50cm 以上空けてください。

既存住宅については制限対象となりませんが、建て替え等の際には対象となります。



## 2. 建築物等の形態又は意匠の制限

「屋根及び外壁の色は原色を避け、彩度の低い色彩とし、周辺環境と調和したものとする。」

屋根は原色を避け、外壁は埼玉県立奥武蔵自然公園普通地域における色彩制限(都市区域)を準用します。

建築物等の基調となる色彩の制限基準 (マンセル表色系)

色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

彩度が表の値を超えるものを制限対象とします。

### 3. 垣又はさくの構造の制限

道路に面する側の垣又はさくの構造は、生垣もしくは透視可能なフェンス状（鉄柵・金網等）のものとなります。ただし、基礎部分はブロック等を宅地宅盤から高さ 60cm まで設置できます。既存のブロック塀等は制限対象となりませんが、新設・移設等の際には対象となります。

